公

告

(開発課)

: =

同

収用委員会

監

理

課

:

示

〇右 〇右

県上

民 地

局域

:

:

同......

県三

民地

局域

:

Ħ.

○右

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示………… ○e L—QRに係る様式審査用納税通知書等作成業務委託に

第五百六号

令和四年 九月二日 (金曜日)

添き

青森県知事

三

村

申

吾

青森県告示第四百八十号

り公示する。 医療)から名称を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定によ 百二十三号)第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第 (精神通院

令和四年九月二日

(会計管理課)

Ħ.

県東

不 民 局)

: :

Ŧî.

(河川砂防課) … 四

務

課

: ≡

青森県知事
Ξ
村
申
吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区分
そうごう薬局松原店	みんゆう調剤薬局松原店	店でうごう薬局アルカディア	ディア店	名
松原店	薬局松原店	アルカディア	剤薬局アルカ	称
の六の六字松原東二丁目一		弘前市大		所
		弘前市大字扇町一丁目一の六	在	
丁目 四		目一の六		地
"		四令 · 和 · · 一		年変 月 日更

青森県告示第四百七十九号

次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。 百二十三号)第五十四条第二項の規定により、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 自立支援医療機関 (精神通院医療)を (平成十七年法律第

令和四年九月二日

店く漢方調剤	名
漢方調剤薬局黒石野	称
黒石市野添町	所
添町六四の四	在
	地
四令 · 和 · ·	年指 月 日定

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための

告

示

目

次

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための

(障害福祉課)

:

法律による指定自立支援医療機関の名称の変更の届出……

丑戸川厦市翁名田一プ三の三
丘 斤
具不计才争用一つ 巨七 区 0
見に対け
三 月 月
互听川京宇中央二丁目二四
克 育
ム市ド大学尺市ケーーのニ
0 =====================================
弘前市大字桔梗野二丁目一三

青森県告示第四百八十一号

規則 令和四年度後期技能検定試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行 (昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の規定により公示する。

令和四年九月二日

青森県知事 三 村 申

吾

実施職種

1

特級

造、

プラスチック成形

半導体製品製造、自動販売機調整、 機械加工、放電加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、 空気圧装置組立て、建設機械整備、 紳士服製

一級及び二級

2

造作業、 仕上げ作業 制御盤製図作業)、塗装(鋼橋塗装作業)、広告美術仕上げ(広告面粘着シート 工事作業)、機械・プラント製図(機械製図CAD作業)、電気製図(配電盤・ カーテンウォール施工(金属製カーテンウォール工事作業)ガラス施工(ガラス ファルト防水工事作業)、樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)、 作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(アス 業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て プラスチック成形(射出成形作業(実技試験のみ実施))、菓子製造(洋菓子製 和機器施工作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製作業)、紳士服製造 業)、農業機械整備(農業機械整備作業)、冷凍空気調和機器施工 動販売機調整(自動販売機調整作業)、空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作 器組立て(シーケンス制御作業)、半導体製品製造(集積回路組立て作業)、自 (紳士既製服製造作業)、和裁(和服製作作業)、プリプレス(DTP作業)、 さく井 和菓子製造作業)、建築大工(大工工事作業)、配管(建築配管作 (ロータリー式さく井工事作業)、機械検査(機械検査作業)、 (冷凍空気調 電気機

3

制御作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、和裁(和服 術仕上げ ト製図(機械製図CAD作業)、電気製図 製作作業)、建築大工(大工工事作業)、配管(建築配管作業)、機械・プラン 子機器組立て作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業、シーケンス 機械加工(普通旋盤作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電 (広告面粘着シート仕上げ作業) (配電盤・制御盤製図作業)、広告美

実施期日

1 実技試験

令和四年十二月五日

(月) から令和五年二月十二日

(日) までの間において、

青森県職業能力開発協会が指定する日に行う。

2

(1) 一級及び二級

令和五年一月二十二日

(日) に実施する職種

工、ガラス施工 機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造、 紳士服製造、 配管、

型枠施

3)令和4年9月2日 金曜日 (

(2)

電気機器組立て、配管

令和五年一月二十九日(日)に実施する職種

紳士服製造、プラスチック成形 て、 機械加工、 半導体製品製造、 放電加工、 自動販売機調整、空気圧装置組立て、建設機械整備、 仕上げ、 機械検査、 電子機器組立て、電気機器組立

(3) 三級 (2)

一級及び二級

防水施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図 さく井、自動販売機調整、 農業機械整備、 冷凍空気調和機器施工、 和裁、

冷凍空気調和機器施工、和裁、機械・プラント製図

令和五年二月五日(日)に実施する職種

一級及び二級

鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、電気製図、塗装、 広告美術仕上げ 半導体製品製造、空気圧装置組立て、プリプレス、菓子製造、建築大工、

機械加工、機械検査、電子機器組立て、建築大工、電気製図、広告美術仕

三 実施場所

1 実技試験の実施場所は、 別途青森県職業能力開発協会から通知する。

2 場所において行う。ただし、 学科試験は、次に掲げる場所のうち別途青森県職業能力開発協会から通知する 弘前市 受検人員により実施場所が増減される場合もある。

受検申請書の提出期限

四

令和四年十月三日(月)から同月十四日 (金) まで

五. その他検定に関し必要な事項

受検申請書の用紙及び受検案内は、 青森県職業能力開発協会が配布する。

受検申請書の提出先

2

青森市大字野尻字今田四三の

青森県職業能力開発協会

3 ○一七―七三四―九四一五)又は青森県職業能力開発協会(電話○一七―七三 八一五五六一)に問い合わせること。 技能検定についての詳しいことは、青森県商工労働部労政・能力開発課 (電話

eL―QRに係る様式審査用納税通知書等作成業務委託に係る一般競争入札

二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。 次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十

令和四年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一般競争入札に付する事項

業務名 eL―QRに係る様式審査用納税通知書等作成業務

2 業務内容 入札説明書による。

3 業務期間 契約締結の日から令和五年二月二十八日まで

納入場所 青森県総務部税務課

二 入札に参加する者に必要な資格

1 い者であること。 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しな

2 令和二年五月十八日青森県告示第四百十二号(物品等の競争入札参加資格)の

又は令和四年二月十四日青森県告示第六十三号 一、令和三年二月十日青森県告示第八十二号(物品等の競争入札参加資格)の一 (物品等の競争入札参加資格)の

のいずれかの規定により、 物品の製造の請負に係る契約において、フォーム印

刷の営業品目を登録し、かつ、 コンビニ収納用バーコード Aの等級に格付された者であること。

GS11128

(旧UCC/EAN-128)

3

義された二次元コード)の生成及び印字をすることができる者であること。 協会によって共催された「地方税におけるQRコード規格に係る検討会」にて定 バーコード)、郵便物のカスタマバーコード及びeL―QR (総務省と全国銀行

入札日において、知事の指名停止措置を受けていない者であること。

七

契約書の取り交わしの時期

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先 青森市長島一丁目一の

青森県総務部税務課税務電算グループ 〇一七—七三四—九〇六七

入札及び開札の場所及び日時

四

場所 青森市長島一丁目一の一

1

日時 令和四年九月十三日 午後二時 青森県庁舎東棟五階中会議室

Ŧī. 入札執行回数

2

原則として三回を限度とする。

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第百三十二条第一項第二

号の規定により免除する。

八 落札者の決定方法 落札決定の日から七日以内

限の範囲内であり、かつ、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者に決 入札書に記載された金額に百分の十に相当する額を加算した金額が予定価格の制

九 その他

青

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違

反した入札は、 無効とする。

3 入札書の提出方法等

4 入札書の記載方法

入札説明書による。

税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百 切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費 当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相

十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

砂利採取業務主任者試験の施行

録等に関する規則 令和四年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり施行するので、 (昭和四十三年通商産業省令第八十号)第八条の規定により公告す 砂利採取業者の登

令和四年九月二日

青森県知事

三

村

申

吾

試験の期日及び場所

期日 令和四年十一月十一日(金)午前十時から正午まで

1

2 場所 青森市安方一丁目 一の四〇

青森県観光物産館アスパム 五階

会議室「白鳥

試験科目等

試験は、次に掲げる科目について筆記により行う。

1 砂利の採取に関する法令

2

三

受験願書の受付期間

令和四年九月二十六日 (月)

から同年十月七日(金)まで(郵送の場合は、

同日

砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を

兀 付けの消印のあるものまでを有効とする。) 受験願書の提出先

青森市長島一丁目一の一

青森県県土整備部河川砂防課

五. 提出書類

1 受験願書 通

2 写真 枚 (写真の大きさは手札形で、受験願書提出前六月以内に撮影し

た無帽、 正面上半身像。その裏面に撮影年月日、 氏名及び年齢を記載したもの)

六 受験手数料

はならない。) 七千六百円(青森県収入証紙により、 受験願書に貼り付けて納入する。消印して

七 その他

配布する。 受験願書の用紙は、青森県県土整備部河川砂防課及び各地域県民局地域整備部で

封筒を同封し、 郵送を希望する場合は、返送先を明記し、 青森県県土整備部河川砂防課に郵送すること 八十四円分の切手を貼り付けた返信用

出願者には、 青森県県土整備部河川砂防課から受験票を送付する。

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

第十二条の規定により次のとおり公示する。 第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令 同令

令和四年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

物品等の名称及び数量

ダストモニタ及びオートサンプルチェンジャー付きヨウ素サンプラ 一式

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森市長島一丁目一の一

青森県出納局会計管理課

契約の方法

 \equiv

般競争入札

落札者を決定した日

四

令和四年八月三日

落札者の名称及び住所

Ŧi.

富士電機株式会社

神奈川県川崎市川崎区田辺新田 ー の ー

六

三千二百五十六万円

落札者を決定した手続

七

した製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、 入札参加資格審査において、調達物品に要求する性能等が満たされていると判断 予定価格の制限の範囲内で、

> 八 低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

入札の公告を行った日

令和四年六月二十二日

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、 次のとおり

令和四年九月二日

青森県知事

三

村

申

吾

商号又は名称 株式会社巧建

代表者の氏名 原田豪

三 主たる営業所の所在地 青森市松森一丁目一二の一三

許可番号 青森県知事許可(般——一)第一〇〇七二八号

五 四 取消年月日 令和四年八月四日

六 取消しに係る建設業の許可

んせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、 しゆ

七 取消しの原因となった事実

り確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。 令和四年七月三十一日前記建設業者が前記の建設業を廃止したことが、届出によ

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり 同法第二十九条の五第一項の規定により公告す

令和四年九月二日

最

青森県知事 三 村 申 吾

代表者の氏名 商号又は名称 漆戸悟 株式会社ミヨシプラス

主たる営業所の所在地 三戸郡新郷村大字戸来字長峯四七の一

青森県知事許可(般——)第三〇〇五七六号

Ŧī. 四 取消年月日 令和四年八月十日

許可番号

取消しに係る建設業の許可

係る一般建設業の許可 土木工事業、建築工事業、大工工事業、 管工事業、舗装工事業及び造園工事業に

七 取消しの原因となった事実

に該当する。 が、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定 令和四年七月二十五日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したこと

建設業者の許可の取消し

る。 建設業者の許可を取り消したので、 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり 同法第二十九条の五第一項の規定により公告す

令和四年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

商号又は名称 トーヨー工業株式会社

代表者の氏名 種市治雄

 \equiv 主たる営業所の所在地 上北郡六ケ所村大字尾駮字野附二一一

四 許可番号 青森県知事許可(般—二九)第一二四六二号

Ŧī. 取消年月日 令和四年八月 日

取消しに係る建設業の許可

電気工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

ŋ 確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。 令和四年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、 同法第二十九条の五第一項の規定により公告す 次のとおり

令和四年九月二日

商号又は名称 有限会社アベハウジング

青森県知事

 \equiv

村

申

吾

代表者の氏名 阿部公陽

 \equiv 主たる営業所の所在地 三沢市大字三沢字堀口三六の六

四 許可番号 青森県知事許可(般—二九)第五〇〇五〇二号

Ŧī. 取消年月日 令和四年八月十日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業及び舗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

り確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。 令和四年七月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

用 委

収

収用の裁決手続開始の決定

の裁決手続の開始を決定したので、 土地収用法 (昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により、 次のとおり公告する。

令和四年九月二日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

起業者の名称

事業の種類

内から同市大字梅田字福浦地内まで) 一級河川岩木川水系十川改修工事(左岸:青森県五所川原市大字広田字下り松地

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

別表1のとおり

土地所有者の氏名及び住所

四

土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 別表2のとおり

Ŧi.

裁決手続の開始を決定した年月日 なし

六

令和四年八月二十三日

別表1

青森県五所川 原市大字梅田 字福浦	上3億~2万17日	十事の最大
166番1	五	
笛	公簿	地
盗	現況	Ш
264	公簿	地 積
264.12	実測	¶ (m²)
264.12	求める土地の 面積(㎡)	収用しようと し、明渡しを

別表 2

青春春春	F -
東奥印刷株	
定価 小口一枚ニ付十五円	毎週月・水・金曜日発行

番号	氏 名		住 所
	(亡) 山田 フミ ただし、 全部事項証明書上の名義人 山田 フミ 法定相続人		
1	法定持分360分の48 鳴海 初	美	五所川原市大字七ツ館字鶴ヶ沼167番地1
2	法定持分360分の12 石岡 ミ	サオ	五所川原市大字神山字野岸82番地2
3	法定持分360分の6 山田 ハ	ツミ	五所川原市大字広田字下り松133番地
4	法定持分360分の12 山田 金	義	五所川原市大字湊字千鳥90番地 市営住宅2-10
5	法定持分360分の6 山田 節	子	神奈川県小田原市久野105番地
6	法定持分360分の6 飯塚 喜	三郎	神奈川県小田原市荻窪307番地
7	法定持分360分の12 張山 ヤ	ツエ	青森市本町3丁目3番7号 張山ビル3階
8	法定持分360分の36 八木橋	俊行	北津軽郡板柳町大字深味字深宮64番地
9	法定持分360分の12 川瀬 旭		五所川原市大字太刀打字早蕨117番地10
10	法定持分360分の12 山田 勝	夫	埼玉県越谷市大字大房740番地26
11	法定持分360分の12 山田 勝	義	東京都大田区本羽田二丁目4番10-307号
12	法定持分360分の12 山田 勝	美	住所不明 ただし、戸籍附票の職権消除前の最後の住所 東京都板橋区蓮根二丁目19番21号 坂本方
13	法定持分360分の12 山田 勝	比克	五所川原市大字広田字下り松133番地
14	法定持分360分の12 佐藤 セ	ツヱ	つがる市木造若宮43番地1 若宮団地3-6号
15	法定持分360分の12 鳴海 金	_	五所川原市大字七ツ館字鶴ヶ沼167番地1
16	法定持分360分の12 成田 静	子	五所川原市若葉二丁目13番3号
17	法定持分360分の72 髙橋 純	_	函館市上湯川町17番12号
18	法定持分360分の6 三上 由	子	五所川原市大字稲実字米崎22番地18
19	法定持分360分の2 山田 洋	_	千葉県柏市船戸2003番地16
20	法定持分360分の2 山田 伸	夫	神奈川県小田原市久野105番地
21	法定持分360分の2 山田 鉄	也	千葉県流山市向小金1丁目840番地の36
22	法定持分360分の2 飯塚 喜	美雄	神奈川県小田原市下堀28番地の10
23	法定持分360分の2 塚田 美	子	神奈川県南足柄市生駒482番地 ウィンディア生駒 B-102
24	法定持分360分の2 飯塚 幸	子	神奈川県小田原市荻窪307番地
25	法定持分360分の18 小田桐 -	一爾	住所不明 ただし、住民票の職権消除前の住所 弘前市大字中野四丁目10番地5
26	法定持分360分の18 小田桐 泊	羊子	東京都板橋区大山東町32番16-1002号